

(平成25年12月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和45年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間は、A社B店から同社Cブロック本部に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び企業年金連合会から提供された中脱記録照会（回答）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年2月1日にA社B店から同社Cブロック本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会から提供された中脱記録照会（回答）及び昭和44年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和45年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生

年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成2年12月から3年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは22万円、4年1月は26万円、同年2月から同年5月までは30万円、同年6月から6年9月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から6年10月1日まで

申立期間は、A社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、当時の給与額よりも低額に記録されている。

当時の給与明細書を提出するので、申立期間について、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成3年1月から4年7月までの期間、同年9月から5年3月までの期間、同年5月から6年3月までの期間、同年5月から同年7月までの期間及び同年9月の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、3年1月から同年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは22万円、4年1月は26万円、同年2月から同年5月までは30万円、同年6月、同年7月、同年9

月から5年3月まで、同年5月から6年3月まで、同年5月から同年7月まで及び同年9月は32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成2年12月、4年8月、5年4月、6年4月及び同年8月については、申立人は給与明細書を保管していないものの、当該期間と隣接する期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から判断すると、当該期間については、隣接する期間と同額の厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認できる。

したがって、申立期間のうち、平成2年12月、4年8月、5年4月、6年4月及び同年8月の標準報酬月額については、2年12月は20万円、4年8月、5年4月、6年4月及び同年8月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から協力が得られないことから不明であるが、給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 57 年 12 月 11 日から 58 年 2 月 1 日まで

昭和 33 年 11 月から 44 年 10 月まで、A社に継続して勤務していたが、年金記録によると、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、それまで勤務していたB社の経営状況が悪化し、所属していた部門がC社に引き継がれることになったため、同社に移籍した時期であり、継続して勤務していた。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 39 年 4 月 1 日付けの辞令書及び同年同月 20 日付けの勤続（満 5 年以上）に係る表彰状を提出し、「申立期間①についても、A社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 11 年 6 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間①及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚 9 人（申立人が名前を挙げた同僚 7 人を含む。）に照会し、4 人から回答が得られたところ、当該 4 人のうち 2 人は、「申立人は、申立期間①頃、しばらく勤務していない期間があった。申立人がいない間は、申立人

が担当していた業務を他の同僚が行っており、その同僚は、慣れない業務に大変苦労していた。」と具体的に供述している。

さらに、回答が得られた上記同僚4人のいずれからも、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間②において、C社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、C社は、昭和58年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、C社の事業主は、「申立人は、B社から当社に移籍し、申立期間②も継続して勤務していた。しかし、現在、当社は営業しておらず、当時の資料も保管していない。また、当時の事務担当者は死亡していることから、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、B社及びC社に係る被保険者原票によると、申立人と同様に、昭和57年12月11日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、58年2月1日にC社において同資格を取得している同僚が6人確認できるところ、当該6人のうち、前述の事業主を除く5人に照会し、3人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、回答が得られた上記3人のうち1人は、「B社からC社に移籍する際に、しばらくの間、健康保険の被保険者証が使えなくなるとの説明を受けたため、資格喪失後に継続療養を受けるための手続を行った記憶がある。」と具体的に供述しているところ、B社に係る被保険者原票によると、当該同僚は、同社における健康保険被保険者資格喪失後の継続療養に係る手続を行っている記録が確認できる上、申立人についても、同様の手続を行った記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月から 31 年 5 月まで  
② 昭和 33 年 6 月から 36 年 3 月まで  
③ 昭和 36 年 8 月から 41 年 7 月まで

申立期間①は、A県B市にあったC社に、申立期間②は、D県E市にあったF社（現在は、G社）に、申立期間③は、D県H地区にあったI社に、それぞれ勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の勤務状況に関する具体的な供述及び申立人から提出された事業主の子の署名が確認できる証明書から判断すると、採用日及び退職日の特定はできないものの、申立人は、申立期間①中にC社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社は、厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録が無い上、申立人は、「C社は、その後、企業組合C社となっている。」としているところ、商業・法人登記簿謄本によると、企業組合C社は既に解散しており、事業主及び役員（前述の証明書において名前が確認できる事業主の子を含む。）は、いずれも生存及び所在が確認できないことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚一人の名前を挙げているところ、オンライン記録によると、同人は、申立期間①において公的年金に加入していた記録が確認できない上、同人の所在が確認できないことから、申立人の申立内容を

裏付ける供述を得ることができない。

- 2 申立期間②について、申立人の勤務状況に関する具体的な供述及び申立人から提出されたG社の記名及び押印が確認できる証明書から判断すると、採用日及び退職日の特定はできないものの、申立人は、申立期間②中にF社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、F社は、厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録が無い上、G社は、「当社は、これまで、厚生年金保険の適用事業所になったことは無い。」と回答している。

また、申立人は、当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることができない。

- 3 申立期間③について、申立人の勤務状況に関する具体的な供述及び申立人から提出された事業主の署名が確認できる証明書から判断すると、採用日及び退職日の特定はできないものの、申立人は、申立期間③中にI社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、I社は、厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録が無い上、前述の証明書において名前が確認できる事業主は、個人を特定することができないことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚一人の名前を挙げているものの、個人を特定することができないことから、申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることができない。

- 4 申立人は、全ての申立てに係る事業所について、飲食業を営む事業所であったとしているところ、申立期間①、②及び③当時、飲食業の事業所については、厚生年金保険の強制適用事業所となるべき事業所とされていなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。